

## 資料 4

# 精密検査実施医療機関登録制度について

長崎県においては、適切な精密検査を県民が受けられるよう精密検査実施機関の登録制度の導入を検討しています。

一定の要件を満たす医療機関から申請を受け、県の登録機関として県民へ公表することと、県民が適切な精密検査を受診しやすい体制を構築しようとするものです。

令和3年度の各がん委員会において、委員の皆様にご意見をいただき、県において、精密検査実施機関登録制度の登録要件を作成しました。

令和4年度の各がん委員会で精密検査実施機関登録制度の導入にあたり、県の提案する登録制度が精度管理の向上に有用であることを示すため、令和4年2月に、県内の精密検査実施機関に対して、比較項目調査及び登録要件の充足状況等の調査を行いました。

調査結果から、登録要件を満たす医療機関と満たさない医療機関を比較すると、要件を満たす医療機関では、がん検診実績が多く、精度管理がよい状態であることが明らかになりました。

このことから、本登録要件をもとに医療機関登録を進めていくこととしました。

令和5年9月、上記調査結果及び検診機関登録を進めていくことについて、県医師会、各郡市医師会、市町がん検診担当者向け説明会を実施しました。

今後、令和6年3月までに運用方法等の制定し、令和6年4月以降、医療機関への精度周知、登録申請、登録医療機関名簿の作成を行い、R7年2月頃に登録医療機関の公表を予定しています。

登録制度の具体的な運用は、実施要領案をもとに、進めていきます。

## 胃がん検診精密検査医療機関登録の要件

### 1 設備等（以下の項目を全て満たすこと）

- (1) 上部消化管内視鏡検査（組織診含む）が実施できること。
- (2) 組織診検査が実施できること。但し、実施可能な他の医療・検査機関への委託も可能とする。

### 2 人的配置（以下の項目を全て満たすこと）

- (1) 精密検査を担当する医師は、消化器疾患診療について十分な経験・研修歴を有しており、内視鏡検査に習熟した医師（日本消化器内視鏡学会の専門医、日本消化器がん検診学会の認定医もしくは総合認定医、消化器病専門医等の資格を有する医師が望ましい。）が対応できること。
- (2) 確定診断に至るまでの責任ある体制が構築されていること。
- (3) 精密検査を担当する医師は、上部消化管内視鏡検査の臨床例が年間 50 例以上、または過去 5 年間の累計症例数が 150 例以上であることが望ましい。

### 3 研修会、講習会、関連学会等への参加

- (1) 精密検査を担当する医師は、常に胃がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが求められ、県胃がん委員会が指定する研修会（e-learning も含む）については、2 年に 1 回以上受講することを要件とする。可能であれば毎年受講することが望ましい。

また、県胃がん委員会が指定する研修会以外では、次に掲げる学会が主催する総会もしくは地方会のいずれかに 2 年に 1 回以上出席することでも要件を満たすこととする。

- (ア) 日本消化器内視鏡学会
  - (イ) 日本消化器がん検診学会
  - (ウ) 日本消化器病学会
  - (エ) 日本消化器外科学会
- (2) 上記の参加者は、受講証、参加証等（コピーで可）を提出すること。

### 4 その他

- (1) 精密検査の結果判明後は、紹介状の所定記載事項に結果を記入し、速やかに返送すること。
- (2) 発見胃がんに関して、県胃がん委員会等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。また、がん登録についても同様であること。
- (3) 精検症例を県胃がん委員会等に提出して討議できること。

## 長崎県がん検診精密検査実施医療機関登録制度 実施要領（案）

### 1. 目的

市町が実施するがん検診の精密検査のための医療機関について、一定の条件を満たす医療機関の名簿を長崎県がん検診精密検査登録医療機関（以下「精密検査登録医療機関」という。）として作成し、当該がん検診において精密検査が必要と判断された者に対し周知を図ることにより、がん検診の精度管理の維持・向上と受療の利便を図ることを目的とする。

### 2. 実施機関

本事業は長崎県が実施する。なお、本事業は委託できるものとする。

### 3. 登録要件

精密検査登録医療機関として満たすべき登録要件は、別紙に定めるとおりとする。

### 4. 登録手続き

(1) 精密検査登録医療機関への登録を希望する医療機関は、**登録申請書（様式第1-1～1-5号）**を、長崎県福祉保健部医療政策課長（以下「医療政策課長」という）に提出する。

(2) 医療政策課長は、提出された登録申請書をもとに、長崎県保健医療対策協議会がん対策部会各がん委員会から意見等を聴取したうえで、登録条件に適合するか否かについて、確認を行い、精密検査登録医療機関への登録の可否を決定する。

(3) 医療政策課長は、届出書の提出のあった医療機関について、精密検査登録医療機関に登録することを決定した場合は、当該医療機関に対し、**登録通知（様式第3号）**により通知する。

(4) 医療政策課長は、(3)の決定に係る医療機関が登録された精密検査登録医療機関名簿を作成し、市町、医師会及び検診機関等の関係機関に送付するほか、県ホームページに掲載することにより公表する。

### 5. 登録の更新

精密検査登録医療機関の登録期間は最長3年間とし、期間の満了に伴い、必要に応じて登録の更新を行う。その手続きは4に定める登録手続きに準じるものとする。ただし、登録要件に不備、不足があった場合には登録更新は認めない。

### 6. 登録内容の変更

精密検査登録医療機関に登録された医療機関は、提出した登録申請書の内容に変更があった場合は、**変更届（様式第2号）**を速やかに医療政策課長に提出する。

## 7. 登録の取り消し

(1) 精密検査登録医療機関が、登録名簿からの取り下げを希望する場合は、**辞退届(様式第4号)**により、県に届け出るものとし、県は届け出に基づき精密検査登録医療機関を速やかに取り消すものとする。

(2) 次の各号に該当するときは、各がん委員会と協議のうえ精密検査登録医療機関を取り消すことができるものとする。

1. 登録の要件が満たされなくなったとき。
2. その他、精密検査登録医療機関として不適切と認められるとき。

## 8. その他

この要領に定めるもののほか、がん検診精密検査医療機関の登録に関し必要な事項は、医療政策課長が定める。

## 附則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

# 長崎県がん検診精密検査医療機関登録制度について

## (目的)

がん検診精密検査医療機関について一定の要件（登録要件）を満たす医療機関を「精密検査登録医療機関（一覧）」とし、周知することにより、がん検診の精度管理の維持・向上及び受療の利便性を図る。

## (これまでの取り組み)

① 長崎県がん対策部会各がん委員会にて、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、それぞれについて精密検査医療機関の「登録要件」を検討した（R2～3年度）

登録要件：医療機関の設備・人的配置・医師の研修会・関連学会等への参加・検査結果の早急な報告等 ※ 別添参照

② 医療機関へアンケート調査を行い「登録要件」を満たす医療機関と満たさない医療機関を比較し、「精度管理の有効性」や「登録要件の妥当性」検証した（R4.2月）「精密検査医療機関登録制度」比較調査。

## (今後のスケジュール)

**(R5年度) 制度制定まで**

**(R6年度) 制度導入：医療機関登録、公表等の運用開始**

